



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

地方行財政の課題

令和2年2月6日

総務事務次官 黒田 武一郎

令和2年度地方税制改正(案)について

令和2年度税制改正の大綱(令和元年12月20日閣議決定)のうち、地方税関係(概要)は以下のとおり。

1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

◎ 現に所有している者(相続人等)の申告の制度化

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

※ 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用。

◎ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

- 調査(※1)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする(※2)。

※1 住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等。

※2 令和3年度分以後の固定資産税について適用。

2 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置を講ずる。 ※ 令和3年度分以後の個人住民税について適用。

◎ 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用

- 未婚のひとり親について寡婦(夫)控除を適用する(控除額30万円)。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

◎ 寡婦(夫)控除の見直し

- 寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円(年収678万円))を設ける。
- 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
- 子ありの寡夫の控除額(現行:26万円)について、子ありの寡婦の控除額(30万円)と同額とする。

◎ 個人住民税の人的非課税措置の見直し

- 上記の対応を踏まえ、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定しないこととする。

3 地方法人課税

◎ 法人事業税の収入金額課税

電気供給業に係る法人事業税について、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源（※）を確保しつつ、発電・小売電気事業に係る課税方式を見直す。 ※ 軽油引取税の課税免除の特例（汽力発電装置）の廃止及び固定資産税の課税標準の特例（送変電施設）の廃止等

○ 課税方式・税率等（令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

- ・ 発電・小売電気事業全体の2割程度の見直しを行う。
- ・ 税率は以下のとおり（特別法人事業税分を含む。）

税率区分	(改正前)	(改正後)
資本金1億円超の法人	<収入割> 1.3%	<収入割> <付加価値割> <資本割> 1.05% 0.37% 0.15%
資本金1億円以下の法人等	<収入割> 1.3%	<収入割> <所得割> 1.05% 1.85%



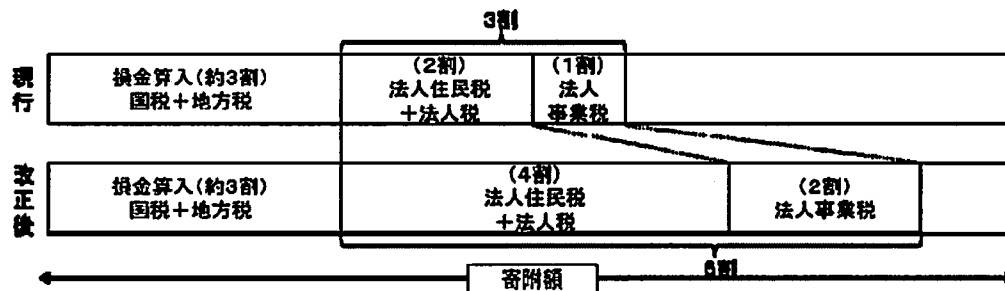
* 今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直し（基準法人収入割額の30%→40%）。

* 「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年総務部第16号）において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化する。

◎ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

○ 地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、以下の拡充等の措置を講じ、適用期限を5年延長する。

- ・ 税額控除割合を3割から6割に上げ ※ 損金算入措置（約3割）と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減



- ・ 個別認定から包括認定に転換し、計画認定手続を簡素化
- ・ 寄附時期の制限を大幅に緩和 等

◎ 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応

○ 地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。

4 地方のたばこ税

◎ 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

- 国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。

※ 令和2年10月から2回に分けて段階的に実施。

5 地方譲与税

◎ 森林環境譲与税の見直し

- 令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする等の措置を講ずる。

年度	譲与額	
	(改正前)	(改正後)
令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円
令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に300億円を加算した額

◎ 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長

- 航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を2年延長。

6 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 農業協同組合等が認定新規就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長（固定資産税）
- 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等を2年延長（固定資産税、不動産取得税）

7 納税環境整備

◎ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- 地方税共通納税システムの対象税目について、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者による申告及び納入を電子化。 ※ 令和3年10月1日以後に行う申告及び納入について適用。

令和2年度地方財政計画のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額について、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保するとともに、水準超経費を除く交付団体ベースでは前年度を1.1兆円上回る61.8兆円を確保
- ・ 地方交付税総額について前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から抑制

一般財源総額	63.4兆円(前年度比+0.7兆円、前年度 62.7兆円)
一般財源総額(交付団体ベース)	61.8兆円(同+1.1兆円、同 60.7兆円)
・ 地方税・地方譲与税	43.5兆円(前年度比 +0.7兆円、前年度42.9兆円)
・ 地方特例交付金	0.2兆円(同 ▲0.2兆円、同 0.4兆円)
・ 地方交付税	16.6兆円(同 +0.4兆円、同 16.2兆円)
・ 臨時財政対策債	3.1兆円(同 ▲0.1兆円、同 3.3兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 偏在是正財源を活用した歳出の計上

- ・ 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上

令和2年度地方財政計画のポイント②

(3) 防災・減災対策の推進

- ・ 地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上
- ・ 災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を5年間で2,300億円活用し、令和2年度は森林環境譲与税を400億円確保(前年度の200億円から倍増)するとともに、特別会計借入金を200億円償還
- ・ 都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置

(4) 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債を、前年度から0.1兆円抑制(①3.3兆円→②3.1兆円)するとともに、令和2年度末残高見込みは0.5兆円縮減(①53.8兆円→②53.3兆円)

2. 東日本大震災分

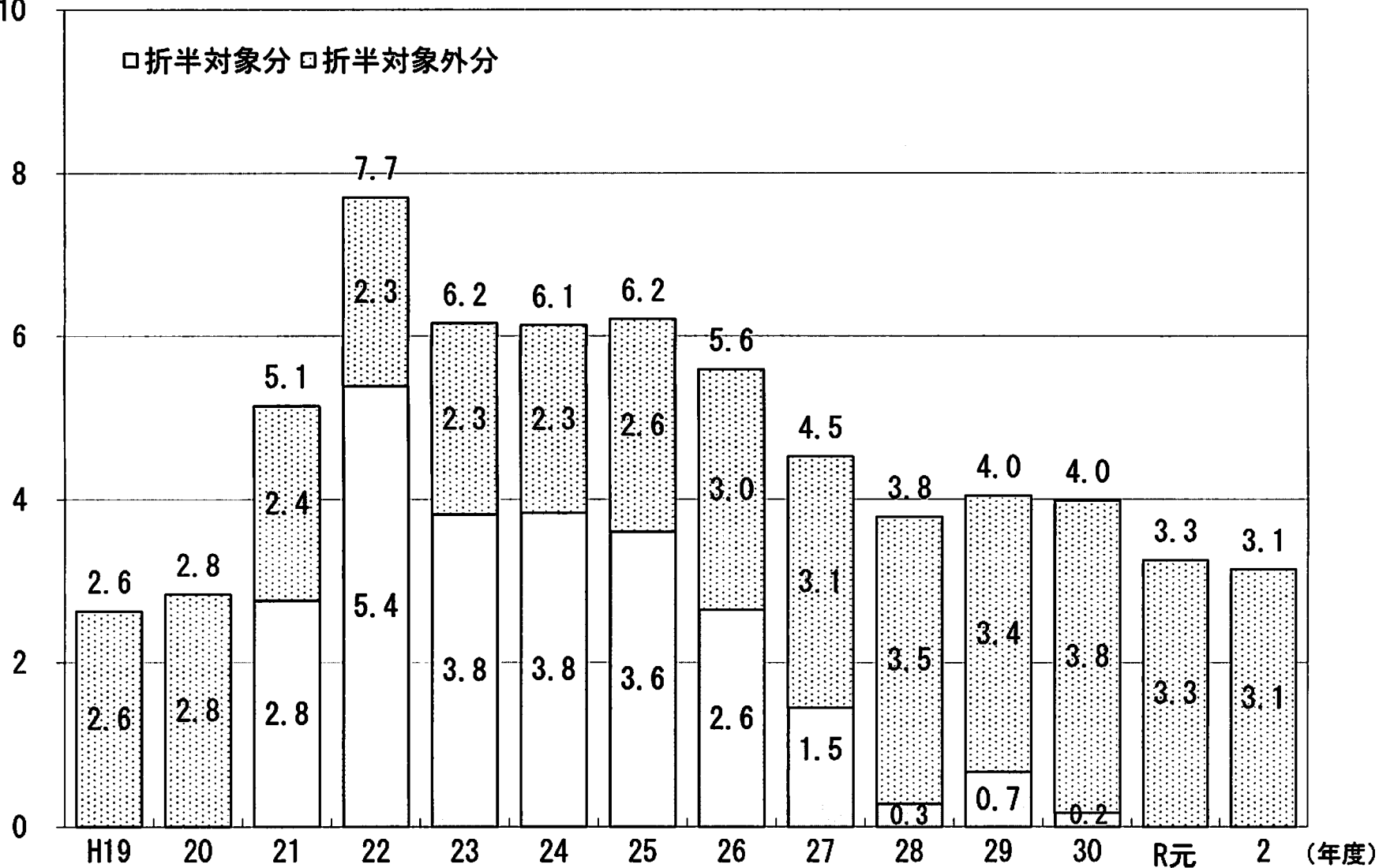
○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

臨時財政対策債の発行額

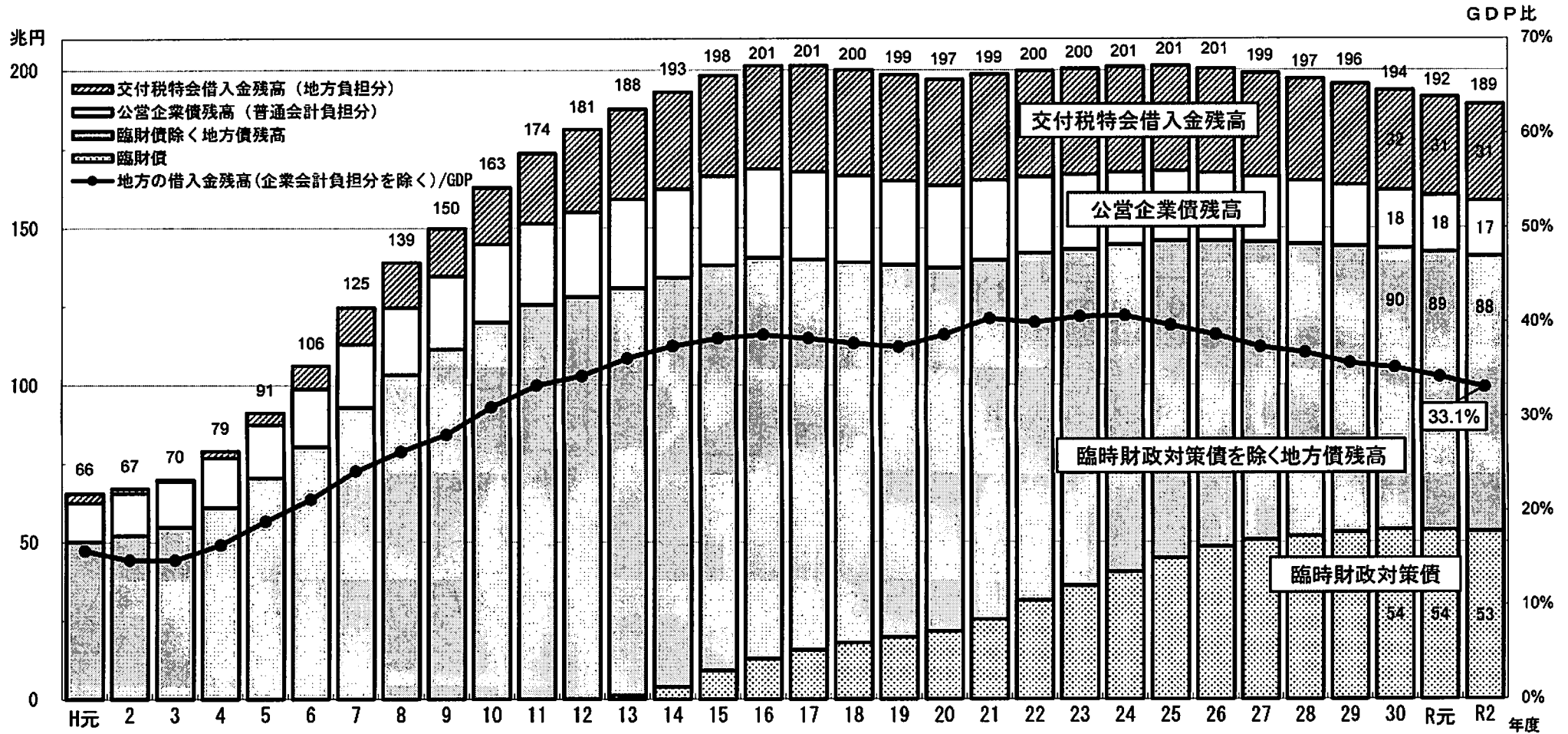
(兆円)

10



(※表示未満は四捨五入)

地方財政の借入金残高の状況



※1 地方の借入金残高は、平成30年度までは決算ベース、令和元年度・令和2年度は見込み。
 ※2 GDPは、平成30年度までは実績値、令和元年度は実績見込み、令和2年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未满是四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	22	21

地域社会再生事業費の創設

○ 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」(4,200億円)を計上

地方交付税における算定

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費」を創設し、地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費 4,200億円程度

うち、道府県分	2,100億円程度
うち、市町村分	2,100億円程度

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行う観点から、以下の2つの視点による指標を反映

① 人口構造の変化に応じた指標

人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応

(算定に用いる指標)

- ・人口減少率
- ・年少人口比率
- ・高齢者人口比率
- ・生産年齢人口減少率

全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割増し

② 人口集積の度合いに応じた指標

人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応

(算定に用いる指標)

- ・非人口集中地区(人口密度4,000人未満)の人口を基本とした指標
- [特に人口密度の低い地域の人口を割増し]

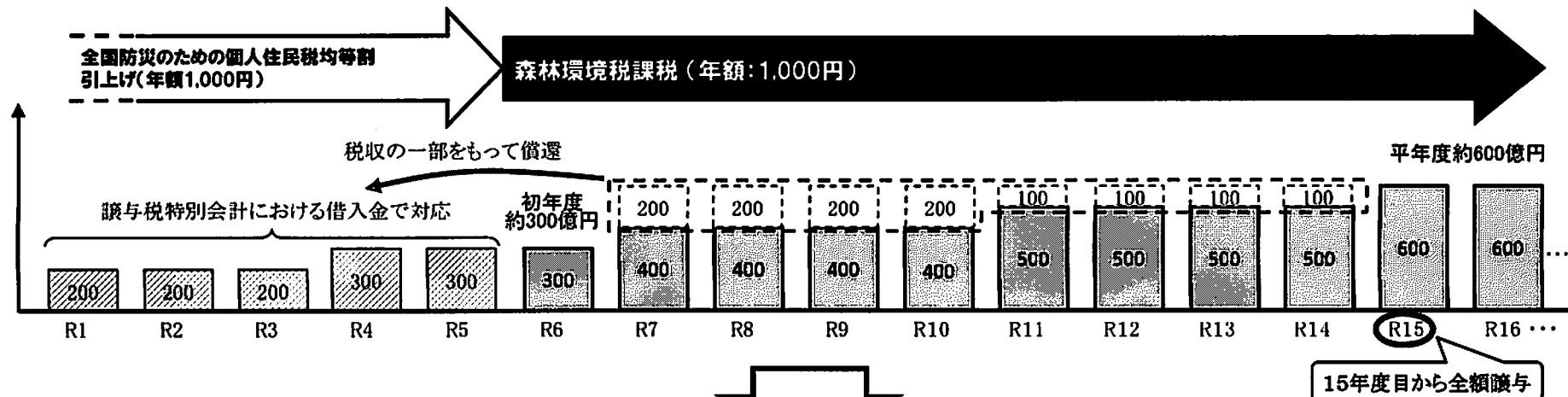
人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増し

※ 上記算定とは別途、都道府県が実施する技術職員の充実等(市町村支援及び中長期派遣体制の強化)に要する経費について、総務省に報告した増加職員数に応じて算定

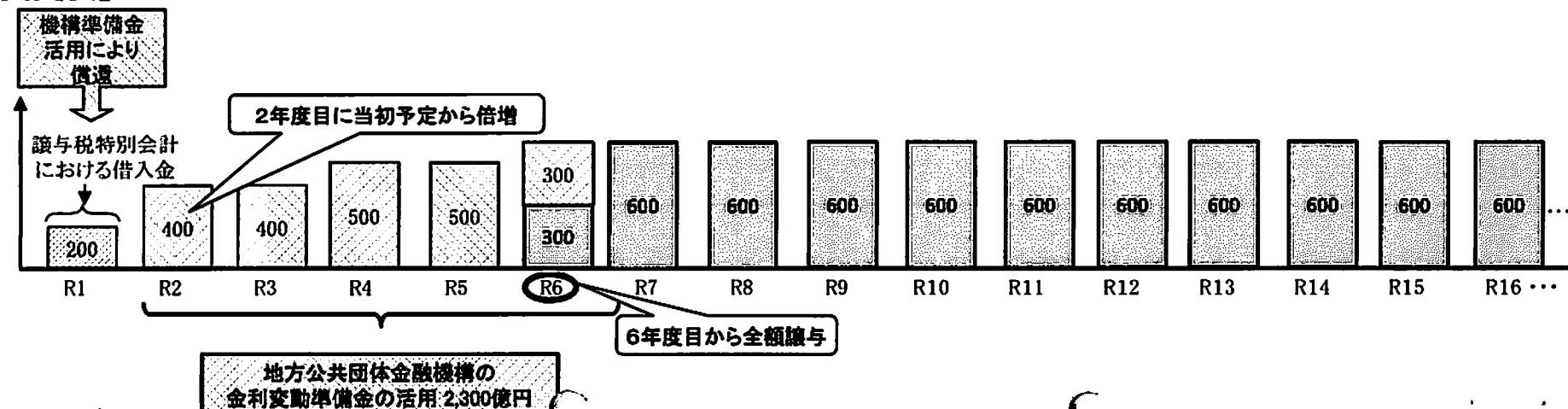
森林環境譲与税の増額

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）

【現行】



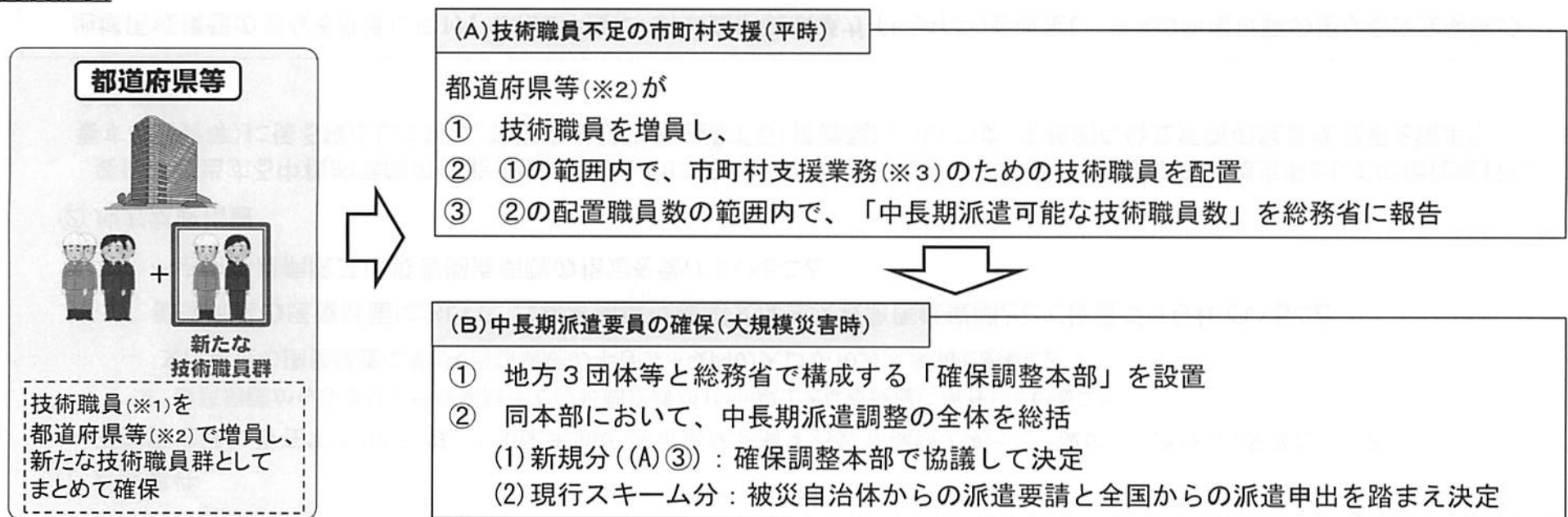
【変更後】



技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求める声強いものの、恒常的に不足している状況
- このため、都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して、地方財政措置を講ずる

1. 制度概要



※1 土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師

※2 市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む

※3 市町村の公共施設管理等に対する支援、災害査定・復旧事業等に対する支援 など

2. 地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用し、総務省に報告した職員数((A)③)に係る人件費について、普通交付税措置(「地域社会再生事業費」において、報告数に応じて算定)

※ 市町村分については特別交付税措置

地域医療の確保（公立病院に対する地方財政措置の見直し）

- 地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講ずる
- 周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

1. 不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設

① 対象要件

不採算地区[※]に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院であって、次の i) 及び ii) を満たすこと

※ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在していること

又は直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満であること

i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること

ii) へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること

② 地方財政措置

要件に該当する中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費（医師確保に要する経費、災害拠点等としての機能維持に要する経費等）に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講ずる（措置額については、中核的な公立病院の経営状況等を踏まえ、今後検討）

地域医療構想の更なる推進に向け、令和2年度に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる公立病院の改革のプランの策定を要請することとしており、不採算地区の中核的な公立病院に対する地方財政措置については、この更なる改革プランの策定を要件とする。（現行の不採算地区の公立病院に対する地方財政措置についても同様）

2. 周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を概ね2割程度拡充するとともに、不採算地区の病院（100床未満）について経営状況等を踏まえ特に病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充

※ 上記1. 2. のほか、公的病院等に対しても上記の措置に準じた措置を講ずる

緊急浚渫推進事業費の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費

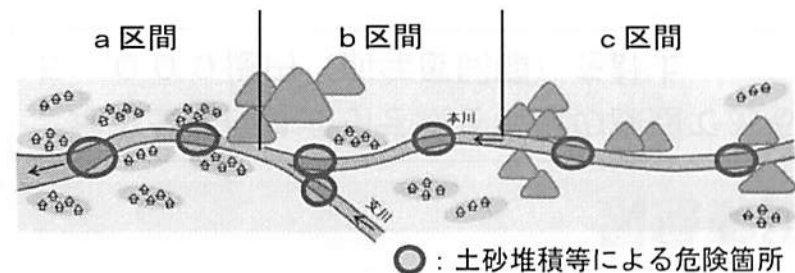
900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
- b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
- c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間

※ただし、複数箇所でも氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、令和2年度については5,000億円（前年度同額）を計上

（赤字部分が令和2年度地方財政対策での拡充部分）

1. 対象事業

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

(1) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化や浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 洪水浸水想定区域内等からの消防署の移転
- ④ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備 など

(2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化
- ② 消防の広域化又は共同化に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

(3) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から令和2年度

4. 経過措置

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業債の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

緊急自然災害防止対策事業債について

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

※赤字が令和2年度地方財政対策での拡充部分

(1) 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

【対象施設】 ※令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊（市町村分）、河川、農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））、港湾・漁港防災 等

(2) 事業年度

令和元年度・令和2年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

(3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

(4) 事業費

0.3兆円（令和2年度）

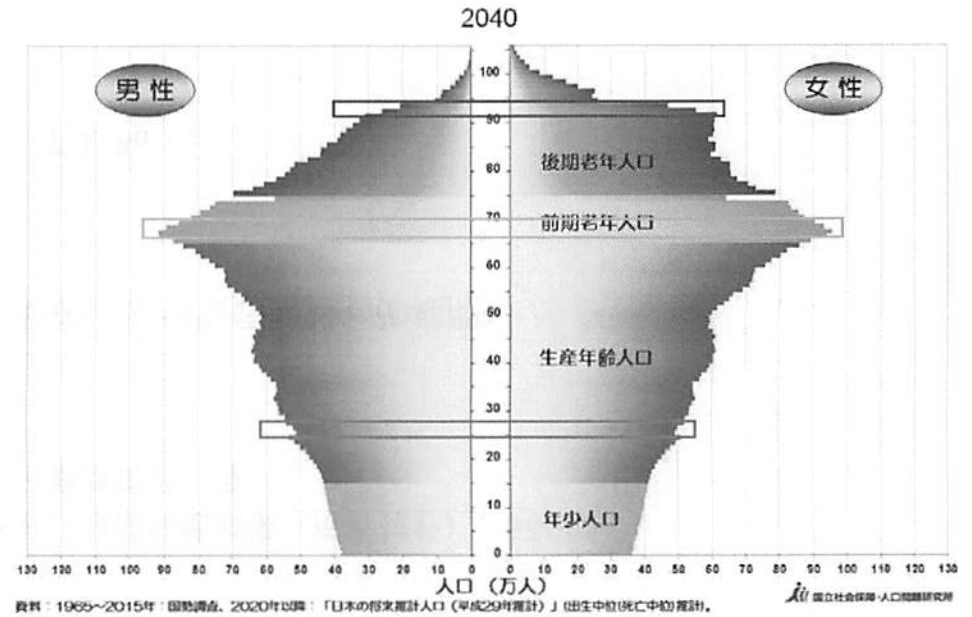
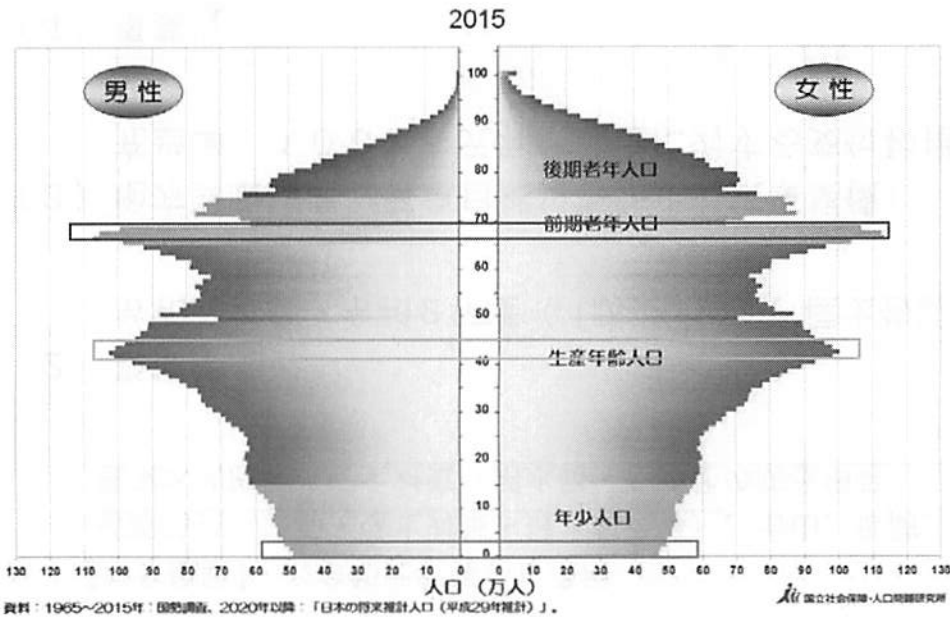
(5) 経過措置

令和2年度までに建設事業に着手した事業は、令和3年度以降も同様の財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業債の在り方については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討

我が国の人口の動向

- 2040年には、団塊の世代(出生数 260~270万人/年)及び団塊ジュニア世代(出生数 200~210万人/年)が高齢者となっており、我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になる。
- 近年の出生数は、年間100万人に満たない。2040年にはこの世代が20歳代となる。



出典：「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

	出生数	2015年※1	2040年※1
団塊の世代 1947~49年生まれ	267.9万人 ~269.7万人	215.2万人 66~68歳	80.4万人 91~93歳
団塊ジュニア 1971~74年生まれ	200.1万人 ~209.2万人	198.9万人 41~44歳	182.7万人 66~69歳
【参考】 2013~15年生まれ	100.4万人 ~103.0万人	98.2万人 0~2歳	102.7万人※2 25~27歳

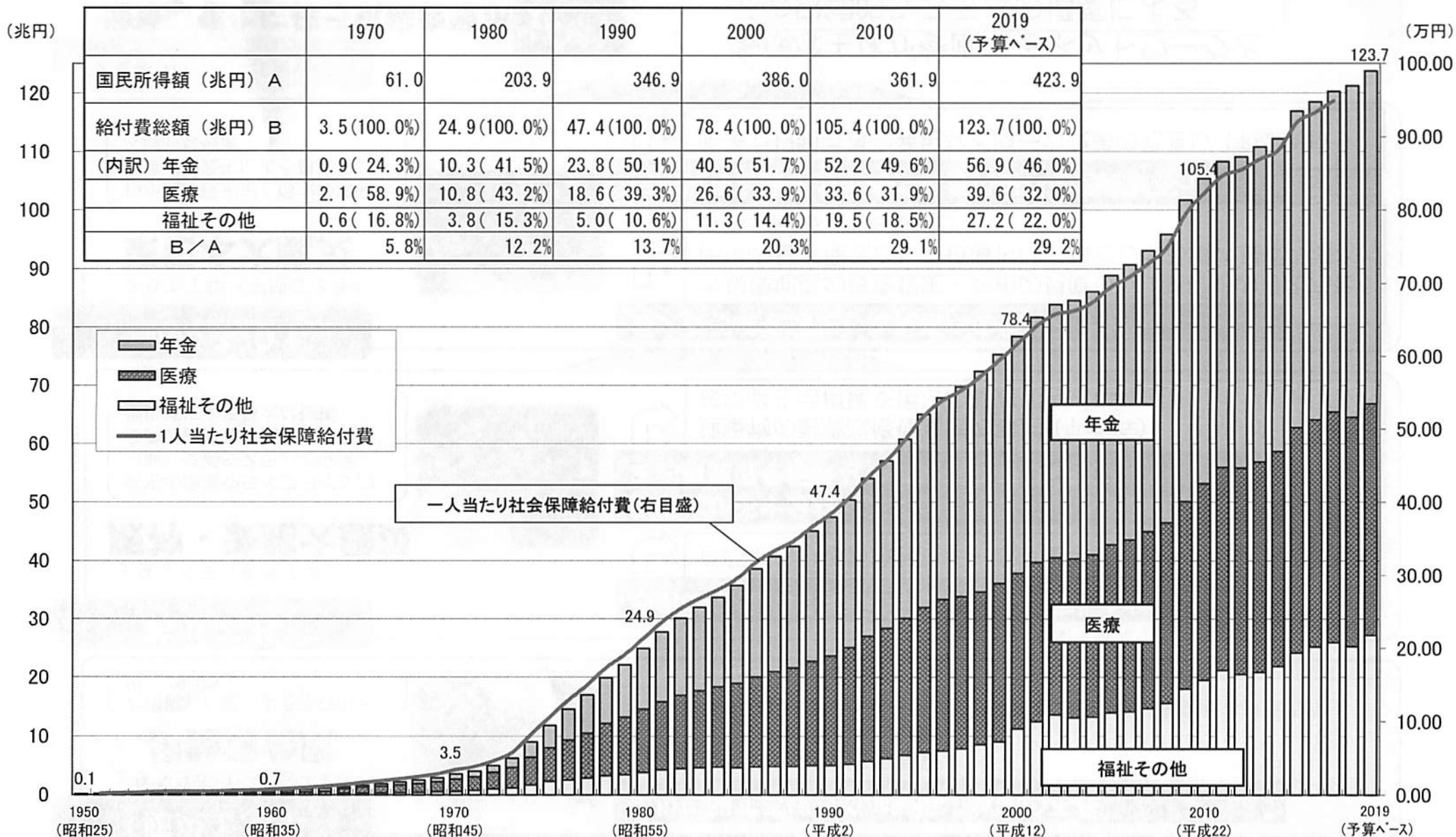
※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典：出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、
2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

社会保障給付費の推移

厚生労働省資料



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」、2018～2019年度(予算ベース)は厚生労働省推計、
 2019年度の国民所得額は「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成31年1月28日閣議決定)」
 (注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2019年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

戦後における災害の教訓を踏まえた防災政策の歩みと「防災4.0」

「防災1.0」

1959年（昭和34年）

伊勢湾台風

（大規模な台風による多数の人的・物的被害）



防災に関する統一的な制度・体制の不在



災害対策基本法の制定

- ・中央防災会議の設置
- ・防災に関する総合的かつ長期的な計画である防災基本計画の作成

「防災2.0」

1995年（平成7年）

阪神・淡路大震災

（住宅の倒壊やライフラインの寸断、交通システムの麻痺、多数の被災者の発生など都市型災害による甚大な被害）



政府の危機管理体制の不備、初動対応における課題



官邸における緊急参集チーム設置など政府の初動体制の整備

耐震化が不十分な建築物の倒壊等による多数の被害 生活再建等を行えない被災者が多数存在



建築物の耐震改修促進法の制定（平成7年）
被災者生活再建支援法の制定（平成10年）

「防災3.0」

2011年（平成23年）

東日本大震災

（わが国の観測史上最大の地震、
大津波の発生による甚大かつ
広域的な被害）



最大クラスを想定した災害への備え不十分



大規模地震の被害想定・対策の見直し、「減災」の考え方を
防災の基本理念として位置付け、想定しうる最大規模の洪水
等への対策（水防法改正）

自然災害と原子力災害の複合災害への想定が不十分



原子力規制委員会発足など原子力政策の見直し（平成24年）

「防災4.0」

地球温暖化に伴う気候変動が
もたらす災害の激甚化



多様な主体が参画するネットワークと
その自律的システムの構築による
新たな防災のフェーズ（「防災4.0」）へ

発生が懸念される主な大規模地震

我が国は、4つのプレートに囲まれ、世界の地震(M6以上)の約2割が発生するなど、地震の多発する国
また、我が国には、約2,000の活断層があるといわれている

「地震調査研究推進本部 地震調査委員会」海溝型地震の長期評価等より作成

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (千島海溝沿い、三陸沖から房総沖)	
発生確率	今後30年間で根室～茨城県沖までM7～8.8程度以上クラスの地震が高い確率で発生(根室沖80%程度、茨城県沖90%程度以上など)
被害想定	<M8.6(明治三陸タイプ)> ・死者約2,700人 <M8.2(宮城県沖タイプ)> ・経済被害約1.3兆円 (H18.1中防会議事務局)
計画等	基本計画(H18.3中防会議決定)

南海トラフ地震		首都直下地震(その他の南関東の地震)	
発生確率	今後30年間でM8～9クラスの地震が70%～80%の確率で発生	発生確率	今後30年間でM7クラスの地震が70%程度の確率で発生
被害想定	<M9.1(最大値)> ・死者約32万人 ・経済被害約220兆円(H25.5中防会議南トラWG)	被害想定	<都心南部直下地震M7.3(最大値)> ・死者約2.3万人(うち火災による死者約1.6万人) ・経済被害約95兆円(H25.12中防会議首都WG)
計画等	・基本計画(H26.3中防会議決定) ・具体活動計画(H27.3中防会議幹事会決定) ・消防庁アクションプラン(H28.3策定)	計画等	・基本計画(H27.3閣議決定) ・具体活動計画(H28.3中防会議幹事会決定) ・消防庁アクションプラン(H29.3見直し)

※中防会議:中央防災会議

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定 (平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

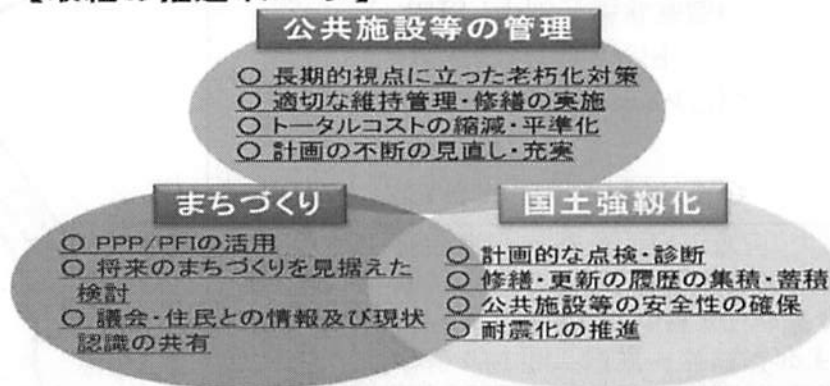
<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成31年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.8%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定 (「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※令和2年度までに策定

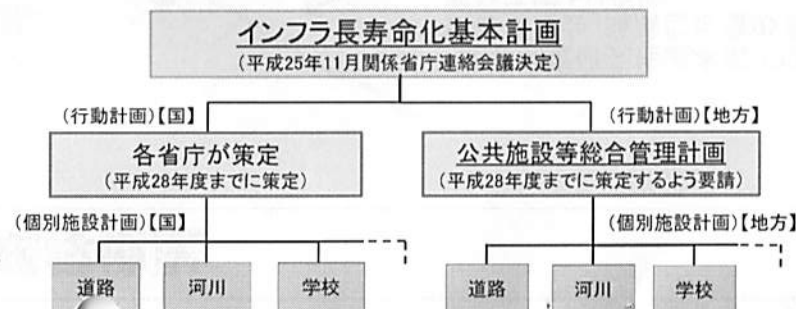
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



- これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後（令和3年度以降）における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

復興事業

- **地震・津波被災地域**は、復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、**復興事業が役割を全うすることを目指す。**
※ 心のケア等の被災者支援及び子どもに対する支援について、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応
- **原子力災害被災地域**は、**中長期的な対応が必要**であり、引き続き**国が前面に立って取り組む**。当面10年間、**本格的な復興・再生に向けた取組を行う**。なお、**5年目に事業全体のあり方を見直し**。

財源等

- 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- **事業規模**：（これまでの10年間）31兆円台前半 + （今後5年間）1兆円台半ば = 32兆円台後半
- **財源**：（これまでの10年間）32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半
⇒ **事業規模と財源は概ね見合うものと見込まれる**（令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す）
- **東日本大震災復興特別会計、震災復興特別交付税制度は継続**

法制度

- **復興特区法**：**規制・金融・税制の特例**について、**対象地域を重点化**。復興交付金の廃止
- **福島特措法**：**移住の促進**や交流・関係人口の拡大。農地の**利用集積**や**六次産業化施設の整備促進**
福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した**税制措置等の検討**

組織（復興庁設置法）

- 復興庁の設置期間を**10年間延長**（5年目に組織のあり方を見直し）
- **内閣直属、内閣総理大臣を主任の大臣とし復興大臣を設置**、予算の一括要求等**総合調整機能を維持**
- これまで蓄積した**ノウハウを関係行政機関等と共有し活用する機能を追加**
- **岩手復興局・宮城復興局の位置を沿岸域に変更**、福島復興局は引き続き**福島市に設置**

⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る

目指すべき将来

将来にわたって
「活力ある地域社会」
の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て
の希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていて考える人の割合、50%

魅力を育み、
ひとが集う

○ 地方に住みたい希望の実現

地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」
の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

基本目標

主な施策の方向性

積極的な目標

1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

○ 地域の特性に応じた、生産性が高く、
稼ぐ地域の実現

◆ 地方における若者を含めた就業者増加数
100万人（2019年～2024年）

○ 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化
○ 専門人材の確保・育成

○ 安心して働ける環境の実現

◆ 若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合
全ての世代と同水準を維持

○ 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

○ 地方への移住・定着の推進

◆ UIターンによる起業・就業者数、6万人（2019年～2024年）等

○ 地方移住の推進
○ 若者の修学・就業による地方への定着の推進

○ 地方とのつながりの構築

◆ 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数
1,000団体

○ 関係人口の創出・拡大
○ 地方への資金の流れの創出・拡大

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

◆ 第1子出産前後の女性継続就業率、70%（2025年）

○ 結婚・出産・子育ての支援
○ 仕事と子育ての両立

○ 地域の実情に応じた取組の推進

4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

◆ 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める
割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3

○ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
○ 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

○ 安心して暮らすことができるまちづくり

多様な人材の活躍を推進する

○ 多様なひとびとの活躍による地産地消の推進
○ 誰もが活躍する地域社会の推進

◆ 地域再生法等に基づき指定されている
NPO法人等の数、150団体
◆ 女性の就業率、82% 等

新しい時代の流れを力にする

○ 地域における Society 5.0の推進
◆ 未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数、600団体・600件
○ 地方創生SDGsの実現に向けた持続可能なまちづくり
◆ SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合、60%

◆: KPIの項目、目標値及び目標年度（目標年度の記載のない項目の目標年度は2024年度）

マイナンバーカードの普及等の取組について

デジタルガバメント関係会議
(第6回)(令和元年12月20日)資料

6月 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定(※第4回会議)

マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月 マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承(※第5回会議)

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)		
2020年7月末	3000~4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000~7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000~10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)

2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策(令和2年度に実施)
一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与

マイナンバーカードの健康保険証利用(令和3年3月から開始)
「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、
「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す

国家公務員・地方公務員等の取得の推進
国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進

市区町村の交付円滑化計画

カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において
交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を发出)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組
関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請

マイナンバーカードの普及に向けた広報
様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

9月以降

各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、
マイナンバーカードの普及等の取組を推進

「会計年度任用職員制度」について

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状と任用・処遇上の課題

- 厳しい地方財政の状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加。
平成28年時点 約64.3万人※ 特別職非常勤職員22万人 臨時的任用職員26万人 一般職非常勤職員17万人
(※任用期間が6ヵ月以上かつ勤務時間が19時間25分以上の職員)

<任用上の課題>

- 通常の事務職員も「特別職」で任用してきた
※「特別職」は、本来、専門性が高い者等であり、守秘義務、政治的行為の制限などの公共の利益保持に必要な諸制約が課されていない(地方公務員法 非適用)
- 採用方法等が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まない

<処遇上の課題>

- 労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない
※ 国の非常勤職員には支給可能。また、民間では「同一労働同一賃金」に向けた取組が進められている。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (平成29年法律第29号) 令和2年4月1日施行

<適正な任用の確保> = 「会計年度任用職員制度」を創設

- 現行の臨時・非常勤職員を、(一部の特別職等を除き)新たに設置する一般職の「会計年度任用職員」に移行
※ 採用方法や任期等を明確化し守秘義務等の服務に関する規定を適用

<適正な処遇の確保> = 「会計年度任用職員」に対する給付を規定

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給を可能とする
※ 国の非常勤職員や民間における取組との整合

令和2年度 地方財政計画

- 新制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費について、令和2年度の地方財政計画に増額計上 (約1,700億円)

第5世代移動通信システム (5G) とは

<5Gの主要性能>

超高速
超低遅延
多数同時接続



最高伝送速度 10Gbps
1ミリ秒程度の遅延
100万台/km²の接続機器数

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤

低遅延

移動体無線技術の
高速・大容量化路線

2G 3G LTE/4G
1993年 2001年 2010年

5G
2020年

同時接続

超高速

現在の移動通信システムより
100倍速いブロードバンドサー
ビスを提供



⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)

超低遅延

利用者が遅延(タイムラグ)を
意識することなく、リアルタイム
に遠隔地のロボット等を操作・
制御



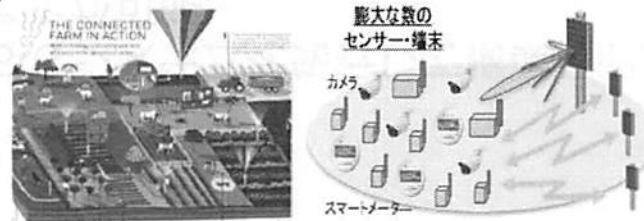
ロボットを遠隔制御

ヘリ内で緊急手術

⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリア
ルタイム通信で実現

多数同時接続

スマホ、PCをはじめ、身の回り
のあらゆる機器がネットに接続



⇒ 自宅屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続
(LTEではスマホ、PCなど数個)

社会的なインパクト大

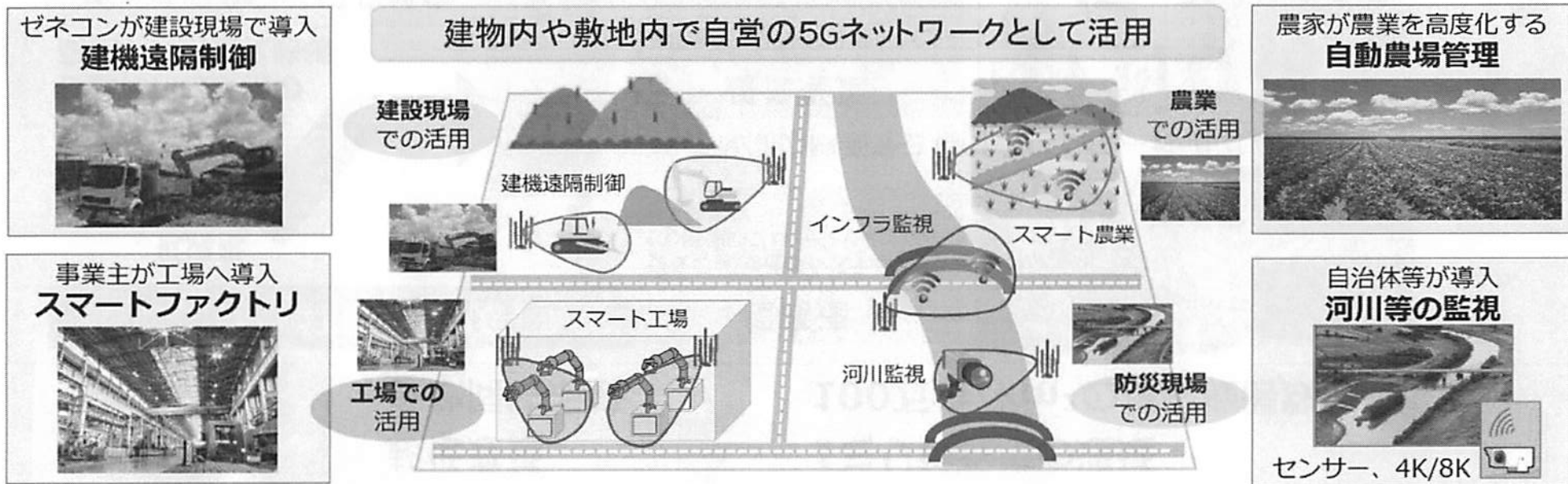
Society5.0を支える5Gの早期全国展開と健全な普及・発展に向けた取り組みを強力に推進するため、来年度予算案等において、5G関連予算施策を大幅に拡充し、約250億円を計上(令和元年度当初予算 約142億円)。

ローカル5Gの概要

- ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステム。

<他のシステムと比較した特徴>

- 携帯事業者の5Gサービスと異なり、
 - 携帯事業者によるエリア展開が遅れる地域において5Gシステムを先行して構築可能。
 - 使用用途に応じて必要となる性能を柔軟に設定することが可能。
 - 他の場所の通信障害や災害などの影響を受けにくい。
- Wi-Fiと比較して、無線局免許に基づく安定的な利用が可能。



ローカル5Gを活用した、地域のニーズを踏まえた開発実証を実施するために必要な予算として、来年度予算案等において、**約44億円を計上**(地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(新規))。

国勢調査の概要

調査の目的

我が国の人や世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大正9年（1920年）以降、ほぼ5年周期で実施。西暦の末尾が0の年に大規模調査、末尾が5の年に簡易調査を実施。令和2年（2020年）の調査は21回目の調査（大規模調査）
調査範囲及び報告者数	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 我が国（総務省令で定める島を除く。）に常住する者（外国政府の外交使節団・領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族を除く。） ▶ 約1億2,700万人（約5,300万世帯）
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 氏名、男女の別、出生年月、世帯主との続柄、配偶関係、国籍、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、教育の状況、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地、従業地又は通学地までの利用交通手段、世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の床面積、住宅の建て方 （ただし、簡易調査にあつては、教育の状況、従業地又は通学地までの利用交通手段及び住宅の床面積を除く）
調査期日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調査実施年の10月1日午前零時現在
調査組織及び調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調査組織：総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員（又は民間事業者（※））－世帯 ※住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者（組織、法人等） ▶ 調査方法：調査員調査、郵送調査及びオンライン調査
公表時期	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 速報集計⇒人口速報集計（要計表による人口集計）：調査実施年の翌年2月 ▶ 基本集計⇒①人口等基本集計：調査実施年の翌年10月、②就業状態等基本集計：調査実施年の翌々年3月 ▶ 抽出詳細集計⇒調査実施年の翌々年11月 ▶ 従業地・通学地集計⇒調査実施年の翌々年5月 ▶ 人口移動集計⇒調査実施年の翌年1月及び翌々年6月 ▶ 小地域集計⇒該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を行った上で、速やかに公表

令和2年国勢調査の取組ポイント

1 インターネット回答の積極的推進

前回に続きオンライン調査を全国展開し、インターネット回答を積極的に推進

インターネット回答率
(チャレンジ目標)

50%

確実な実現を目指す管理目標
(必達目標)を前回調査実績を
超える40%に設定しつつ、より
高い成果を目指して50%のチャ
レンジ目標を設定

2 誰もが答えやすいバリアフリーな調査

インターネット回答の多言語化など、回答チャネルを多様化し、外国人や障害者、高齢者の方々など全ての方の回答をサポートする多様な支援方策の充実

3 企業や団体の活動・サポートとのコラボレーション

企業・団体の社会貢献活動などとも協働・連携し、外国人・若年層等の回答やインターネット回答の促進、調査員活動のサポートを幅広く展開



いまを知る。

「日本の未来のため、使命感を持って取り組んでいます」調査を通じてたくさんの人と話せてよかった！そんな調査員の方々の志に支えられてきた国勢調査 令和2年、あなたと、日本にいる全員が希望を繋げる未来へ その積み重ねが、未来をつくっていく。開始から100年をむかえる令和最初の国勢調査が、はじまります

国勢調査2020